

## 北海道電子処方箋の活用・普及促進事業助成金実施要綱

### (目的)

- 1 本事業は、第四期北海道医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けて、北海道（以下、「道」という。）がその環境整備として行う医療機関・薬局への導入費用の助成事業を実施することにより、電子処方箋の活用・普及に資することを目的とする。

### (実施主体)

- 2 本事業の実施主体は、道とする。

### (事業内容)

- 3 電子処方箋の活用・普及促進について、電子処方箋の導入を進めるとともに、運用開始施設の確実な確保等の環境整備を図るため、道が別途定める電子処方箋に関する取組に協力する道内医療機関、薬局（健康保険法第63条の第3項各号に定める保険医療機関、薬局に限る。）に対し、電子処方箋に関する導入費用の一部を交付する。

### (その他)

- 4 本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。